

## 政務調査費の交付金額について

全国都道府県議会議長会から示された「〇〇（都道府）県政務調査費の交付に関する条例（例）」（平成 12 年 11 月 10 日役員会決定）を基に条例案を検討していくことを代表者会議で決定

### 検討結果

交付金額は、現行の県政調査研究費交付金と同額の 33 万円とする  
四半期ごとの交付とする  
議員提出条例とする  
交付先は会派及び議員とする  
配分は会派 15 万円、議員 18 万円とする

#### （政務調査費の交付）

第二条 政務調査費は、三重県議会の会派（所属議員が一人の会派を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

#### （政務調査費の額）

第三条 会派に係る政務調査費の額は、一月当たり、十五万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 議員に係る政務調査費の額は、一月当たり、十八万円とする。

【平成 13 年 3 月の制定以降交付対象及び交付金額（本則）は改正されていない。】



# ○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例（例）

（平成 12 年 11 月 10 日役員会決定）

## （趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項及び第 13 項の規定に基づき、○○(都道府)県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

## （政務調査費の交付対象）

第 2 条 政務調査費は、○○(都道府)県議会の会派（所属議員が一人の場合を含む）及び議員の職にあるものに対し交付する。

## （会派に係る政務調査費）

第 3 条 会派に係る政務調査費は、月額〇〇円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対し交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

## （議員に係る政務調査費）

第 4 条 議員に係る政務調査費は、月額〇〇円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものと見なす。

(会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費經理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

- 2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月○日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

**四半期交付の場合**

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の○日（その日が県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定める様式により、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求できるものとする。ただし、一四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、あらたに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を当該会派又は当該

当選議員に対し、交付する。

- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分から調整する。
- 5 一四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。
- 6 議員は、一四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は当月）分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

#### **毎月交付の場合**

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎月〇日（その日が県の休日に当たるときはその翌日）までに、別に定める様式により、当該月分の政務調査費を請求できるものとする。

2 知事は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の使途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により年度終了日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記様式により消滅した日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別記様式により議員でなくなった日の翌日から起算して〇日以内に議長に提出しなければならない。

(議長の調査)

第 11 条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により  
収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第 12 条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調  
査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務調査  
費による支出（第 9 条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の  
総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査  
費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第 13 条 第 10 条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議  
長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して〇年を経過する  
日まで保存しなければならない。

2 次の各号に規定する者は、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求  
することができる。

- (1) （都道府）県内に住所を有する者
- (2) （都道府）県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人

(委 任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事  
項は、議長の定めるところによる。

(附 則)

この条例は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(第10条第1項、第2項関係)

年 月 日

○○(都道府)県議会議長

殿

会派名  
代表者名

印

○○年度政務調査費に係る収支報告について

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第2項)に基づき、別紙のとおり○○年度政務調査費収支報告書を提出します。

〇〇年度政務調査費收支報告書

会派名

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項目	支出額	備 考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残 余

円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(第10条第1項、第3項関係)

年 月 日

○○(都道府)県議会議長

殿

氏名印

○○年度政務調査費に係る収支報告について

○○(都道府)県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)に基づき、別紙のとおり○○年度政務調査費収支報告書を提出します。

〇〇年度政務調査費收支報告書

氏名

1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。